

足利市総合教育会議の設置について

1 総合教育会議の設置目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正（平成27年4月1日施行）され、すべての地方公共団体に総合教育会議が設置されます。これにより、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能になりました。

また、市長と教育委員会が協議及び調整することにより十分な意思疎通を図り、教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることとなりました。

2 総合教育会議における協議・調整事項

(1) 大綱の策定に関する協議

・改正法において、首長に策定が義務付けられ、地方教育行政の総合的な施策の目標、方針を定めるもので、総合教育会議での協議を経て策定

(2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

・学校等の施設の整備、教育条件整備に関する施策など調整することが必要な事項

(3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

・いじめ問題により児童・生徒等の自殺が発生した場合

・通学路で交通死亡事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

・災害発生により、校舎の倒壊等の被害が生じた場合の防災担当部局と連携する場合

・災害発生時の避難先での児童・生徒の授業を受ける体制や生活支援体制などを緊急に構築する必要がある場合

3 総合教育会議の位置付け

総合教育会議は、市長及び教育委員会の協議及び調整の場であり、それぞれの執行権限に関して決定を行う場ではありません。

なお、総合教育会議において調整が行われた事項については、それぞれが尊重義務を負うものです。

4 総合教育会議の運営

足利市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項は、以下のとおりです。

(1) 会議は、市長、教育長及び教育委員をもって構成します。

(2) 会議は、市長が招集します。

(3) 会議は、公開するものとします。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではありません。

(4) 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとします。ただし、(3)のただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができます。

(5) その他、運営に関し必要な事項は、会議が定めます。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。